

資料

日仏人格権シンポジウム「人格権および人の法の新たな展開」

環境問題をめぐる基本権の新たな展開

——気候訴訟を例として——

ムスタファ・メキ

林 滉 起／訳

はじめに

基本権という武器——自然及び、それを介して人類を守る
うと腐心している全ての当事者が、環境に対する侵害を予
防し、回復させるためのより有効な方法を模索している。

法的な当事者、すなわち、法律制定権者、弁護士及び公証
人、並びに市民社会の当事者、すなわち、市民及び
非営利社団は、それぞれのレベルにおいて、行動手段を
多様化させるための創意工夫をこらしている。しばらくの

間、欧州においても日本においても、人格権がこの立場を
擁護するための役割を果たしてきたが（生命への権利、私
生活への権利）、そうした人格権を基本権化することによ
り、措置の実効性をより強めることができた。新たな道具、
新たな武器が、現在世代及び将来世代の保護にとって無視
し得ない潜在性を提供するように思われる。それはすなわ
ち、基本権である。

環境権の基本権化——一定の人格権は基本権とされるもの
の、すべての基本権が人格権であるというわけではない。

権利の基本権化は、基本権の拡散として現れ、私的及び公的な領域のすべてに行き渡っている。法体系の広範囲に基本権が拡大することは、そこに紛争の原因を見出す者たちからすれば批判の余地があるものであるが、それを観察する者たちの大半にとっては、より大きな社会正義の原動力であると同時に、大いなる進歩の推進役とも見られている。この現象はまた、環境権に資するものでもあった。

諸外国の事例——環境権は、ゆっくりとした、漸進的な基本権化の対象である。欧州以外、すなわち、アメリカ合衆国⁽²⁾、インド⁽³⁾、パキスタン⁽⁴⁾、コロンビア⁽⁵⁾、ブラジル⁽⁶⁾、チリ、アルゼンチンでは、まさにこの方法により、いくつもの訴訟がなされた。国際連合⁽⁷⁾、米州人権裁判所⁽⁸⁾、アフリカ人権裁判所⁽⁹⁾は、環境保護の原動力たる役割を、種々の基本権に対して割り当てており、日本でもそのような動向が見られる。特にフランスでは、環境憲章が制定され、二〇〇五年三月二日、憲法ブロックに組み込まれたが、これには良好な環境への権利について定める一条と二条とが含まれている。日本において、このように憲法上の権利とされることは、なお途上にある⁽¹⁰⁾。

環境保護と欧州人権裁判所——欧州において、欧州人権裁判所は、環境に関するいかなる定めも有していない。もつとも、ここ何年かの間に三〇〇近い裁判⁽¹³⁾がこの分野についてなされ、それらは、生命への権利に関する欧州人権条約二条、適正手続に関する同条約六条⁽¹⁴⁾、私生活及び家庭生活に関する同条約八条⁽¹⁵⁾、差別禁止の原則に関する同条約一四條、財産の尊重への権利に関する欧州人権条約第一追加議定書一条を援用している。

地球温暖化対策の特異性——環境問題の中で、地球温暖化は、特別な位置づけを占めている。この事柄に関するリスクは特異であり、有効な保護に対する更なる妨げとなっている。そのひねり (contours) が、有効な保護に対する支障になり得る。すなわち、保護の対象となる利益は、世代を越えるものであり、非時間的な損害を認め得ることは、のである……。直接的で個人的な損害を認め得ることは、ほとんどない。実質的な因果関係が、裁判所に召喚された者について認定されることも稀である。当該侵害の事実は、しばしば、法に適合するものであり、フォートとしての法的決定が困難なことがある。

環境問題における基本権への期待——こうした妨げにも拘らず、基本的な価値を有する人格権は、新たな道を拓くように思われる。基本権は、一定の変容を必要とするものの、地球温暖化対策の新たな有効な手段になるかもしれない。

別言すれば、気候変動訴訟における基本権化を観察し、多くのことを期待することができるとすれば（第一章）、それは、基本権の「気候問題化」（*climatization*）と呼ばれる変容が条件となる（第二章）。

第一章 気候変動訴訟における基本権化

基本権を手段とする地球温暖化対策は、フランス及び欧州における近時の革新である。このような保護は、まずは派生的な仕方であり、つまり、環境問題を直接には対象としない諸権利を手段として行われた。しかしながら、この派生的な保護（第一節）は、精緻化の過程において、今と違って、直接的な保護と共存している（第二節）。

第一節 気候の派生的な保護

基本権を手段とする気候の派生的な保護は、まず、一定の諸外国における有名な事件において成功を取めた。こう

した外国における諸事例（一）は、今日において、欧州人権裁判所がもたらす大胆な力学によって引き継がれている（二）。

一 外国における諸事例

地球温暖化対策は、国家及び企業に対する独創的な訴訟をもたらした。環境を直接の対象とはしない基本権を手段として⁽¹⁶⁾、原告たちは、気候保護のための手段の有用性を強化することに成功した。

国家に対してなされた訴訟——オランダにおける有名なウルゲンダ事件において、「欧州人権条約の」生命への権利に関する二条と私生活及び家庭生活に関する八条とが原告たちによって援用されたのは、まずもって国家に対してであった。オランダ政府は、配慮義務（*duty of care*）——一般的な注意義務に近い概念——違反の責任を問われたのだが、これはオランダ新民法典六・一六二条⁽¹⁸⁾、国際連合及び経済協力開発機構（OECD）の指導原則⁽¹⁹⁾、欧州連合及び構成国によって二〇一五年二月二日に採択されたパリ協定に基礎づけられていた。第一審判決はオランダ政府の配慮義務に依拠していたが、控訴審判決及びオランダ最

高裁判決はむしろ、欧州人権条約二条及び八条に基づいて、積極的な義務への言及に踏み込んだ。

企業に対してなされた訴訟——次いで、こうした権利が援用されたのは、シェルグループという企業に対してであった。一七〇〇〇人の市民からなる訴訟当事者が参加する NGO に与して、ハーグ地方裁判所は、二〇二一年五月二六日、注意義務と人権との関連性を、二つの時的区分に基づいて認めた。すなわち、温室効果ガスの排出は、人類の環境権に対する脅威となる。そして、企業に対して適用可能な法及び人権が、環境に関する注意義務を生じさせる。地裁は、このことから、シェル社が二〇三〇年における二〇%という排出削減目標を見直し、これを四五%にしなければならぬと結論づけた。この（ハーグ地方裁判所による）要求は、控訴審に付されたものの、第一審判決で承認された諸原則は、二〇二四年一月一二日のハーグ控訴裁判所の判決によっても確認された。²⁰

控訴裁判所は、企業は法律上の規範のみならず、注意に関する社会規範をも遵守しなければならない、と述べる。

この「注意に関する社会規範 (norme sociale de vigilance)」は、「法制度、法の一般原則、基本権、判例及

び／又は専門家の報告書といった客観的な見地から」解釈されなければならない。このような義務は、「危険な気候変動に対する保護への人権によって基礎づけられている」。

控訴裁判所は、諸外国における裁判、二〇二四年四月九日の欧州人権裁判所の判決、及び国際連合による決議に基づいて、欧州人権条約や市民的及び政治的権利に関する国際規約において認められているように、生命への権利と私生活及び家族的生活への権利とを参照し、それらの権利は「注意に関する不文の社会規範を解釈するにあたり」、実効性をもって「考慮されなければならない」とする。控訴裁判所は、既に確認されているように、「危険な気候変動に対する保護は、オランダのみならず、世界の他の場所においても基本権とされなければならない。……危険な気候変動に対する保護が人権であることに何らの疑いもない」と判示する。

フランスにおける裁判の慎重さ——反対に、フランスにおいては、気候に関する紛争について最も有名な二つの訴訟、すなわち、世紀の訴訟 (affaire du siècle) 及びグランド・サント市訴訟が起こされた際、パリ地方行政裁判所と CONSEILYU・データはそれぞれ、欧州人権条約の諸条文を参

照することを否定し、むしろハードロー又はソフトローに属する多くの義務に照らして、注意義務違反に関する自らの判決を基礎づけた。とりわけコンセイユ・デタは、グラント・サント市訴訟において、パリ協定の適用とされる低炭素戦略を参照するにとどまり、欧州人権条約の二条や八条、環境憲章又は憲法前文の諸規定によって判決を基礎づけることを否定した。

このような諸外国の事例は、裁判所間の対話の成果であるが、今となつては、欧州人権裁判所の大胆な判例に依拠し得る。

二 欧州人権裁判所の大胆さ

二〇二四年四月九日における欧州人権裁判所の三つの判決——二〇二四年四月九日、欧州人権裁判所は、大いに待ち望まれていた三つの判決を下した。⁽²³⁾ 第一のものは、フランスのグラント・サント市の元市長であるカレム氏によって起こされたもので、温室効果を有し、グラント・サント市の水没リスクを上昇させるようなガスの排出を減らすための国による取組みが不十分であると主張していた。第二のものは、ポルトガルの若者たちが、ポルトガル及びその他

三二か国を相手取って起こしたもので、山火事の再燃がもたらされたのは、不十分な取組みが原因であると主張していた。最後に第三のもの——初めの二つは不受理とされてしまったので、これを詳しく見てみよう——は、ある団体及びその構成員たる四人の高齢女性によって起こされたもので、何度も押し寄せる熱波と猛暑を引き起こす地球温暖化への対策として、スイス政府は不十分な取組みしか行つてこなかったと主張していた。

欧州人権条約八条に基づいて、欧州人権裁判所は次のように判示した。「第八条は、個人の生命、健康、幸福及び生活の質への気候変動の深刻な悪影響に対する、国家機関による有効な保護に向けられた、個人のための権利を含むものと解さなければならない」(五一九段)。⁽²⁴⁾

派生的な保護は追い風になるとしても、直接的な保護の方がより穏当でありつつ、同様に独創的なものである。

第二節 基本権による気候の直接的な保護

良好な環境への権利は、地球温暖化への対策として、より直接的な手段である。この良好な環境への権利は、今日においては、国際法においても、フランス法においても認

められている。

国際法——ハードローに属するものの、その決定的な突出部である国際法による承認を、この権利は享受している。かくして国際連合は、二〇二一年一〇月八日の決議において、安全・清潔・良好・持続可能な環境への権利を承認した。国連総会は、二〇二二年七月二十八日、「清潔・良好で、かつ持続可能な環境への権利は、普遍的な人権である」と宣言する決議を採択した。

フランス法——フランスでは、環境憲章が一条及び二条において、良好な環境への権利を明文化している。フランスのいくつかの判決は、地球温暖化対策を近い将来講じるために、この権利をより頻繁に援用することを予告させる。

たとえば、二〇二二年九月二〇日の判決で、コンセイユ・デタは、環境憲章一条に基づき、この権利は、行政裁判法典L. 521-1二条の意味における基本的自由であると判示した。すなわち、「すべての人の、均衡が取れており健康を尊重する環境に生きる権利は、環境憲章の第一条でいわれているように、行政裁判法典L. 521-1二条の意味における基本的自由としての性格を示す」。

憲法院の方はといえば、二〇一一年四月八日の判決で、環境憲章の一条及び二条に基づき、「すべての人」に課される一般的な注意義務を承認した。すなわち、「これらの規定より、自らの活動から生じ得る環境への侵害についての注意義務が何人にも課される、ということが導かれる」。要するに、環境憲章の一条及び二条は、注意義務の原則と環境に関する責任とを基礎づけるものであるが、このことは憲法が保障する多くの権利及び自由に表れており、優先的憲法問題の根拠として援用され得る。

次いで、憲章の一条を参照しつつ⁽²⁷⁾、憲法院は二〇二二年五月一三日の判決⁽²⁸⁾で、その射程を明確にした。すなわち、「4. 環境憲章の一条は、『何人も、均衡が取れており、健康を尊重する環境に生きる権利を有する』と定める。5. その権限の範囲内において規定を設け、それ以前の条文を修正することにより、又は場合によって、他の規定に代えることにより削除することが、法律制定権者の裁量に委ねられているとしても、環境憲章の一条によって定められる、均衡が取れており健康を尊重する環境に生きる権利から、法律上の保障を奪うことは許されない。6. この権利を行使することにつき、法律制定権者によって設けられる制限は、憲法上の要請に関連づけられているか、又は一般利益

という理由によって正当化されていなければならず、かつ追求される目的との権衡が取れていなければならない。

ドイツ憲法裁判所の大胆さ——この権利が最も顕著に確立されたのはドイツにおいてであり、カールスルーエのドイツ憲法裁判所は、二〇二一年三月二四日、良好な環境への権利を、他の全ての権利の第一条件とした。⁽²⁹⁾すなわち、「主観的な側面において、基本権は——自由の非時間的な保障として——基本法〔憲法〕二〇a条によって課されている義務の、将来に向けた一方的な先延ばしに対して對抗する。加えて、客観的な側面において、基本法〔憲法〕二〇a条において定式化されている保護義務は、将来世代を考慮する要請を含むものである」。

気候変動対策が、基本権という法的な武器によって強化されるとしても、他方において、基本権は、気候問題の特殊性に応じるために変容しなければならなかったし、さらにいっそう変容しなければならぬだろう。このことは、基本権の「気候問題化」と形容することができる。

第二章 基本権の「気候問題化」

基本権を手段とする気候変動対策は、特効薬ではない。民事責任の諸要件（発生事実、損害及び因果関係）又は手続上の要求——とりわけ、欧州人権裁判所のもの——が、乗り越えがたい障壁となっている。

基本権の気候問題化が、気候変動対策に大いに資するような基本権の変容を意味するとしても（第一節）、近時の判決において見られる変容は、依然として、あまりにも限定的なものである（第二節）。

第一節 基本権の変容

基本権の取扱いは、気候問題に直面することで一定の変容を受ける。三つの特殊性を見出すことができる。すなわち、評価の余地（*marge d'appréciation* [margin of appreciation]）が国家について縮減されるのに伴う、権利の水平化（*horizontalisation des droits*）、非営利団体の活動をより広く受容することを可能にする、権利の客観化（*objectivation des droits*）、及び「注意に関する社会規範」の登場である。

直接的な水平的効果と間接的な水平的効果——伝統的に、欧州人権条約における諸権利は、垂直的な観点から考察されてきた。つまり、個人を国家から保護し、個人が国家に対して対抗することができるようにする、ということである。その後、条約の諸効果の水平化という現象が確認された。

水平的効果は、まず、間接的なものであった。それは、私人間における権利の実効性を国家が保障するために、国家に対して積極的な義務を課すことである。もともと、次の点には留意しておこう。すなわち、責任を問われる国家は、原則として、広範な評価の余地を有しており、実施すべき方策に関する全き自由を有している、ということである。

この水平的効果は、次いで、すぐに直接的なものとなり、私人間において欧州人権条約が遵守されるようにするために、私人が援用することを可能にした。

気候に関しては、二〇二四年四月九日に欧州人権裁判所によって出された判決により、間接的な水平的効果が、優れて独創的な変容を被った。

気候に関する独創的な間接的水平的効果——スイスの事案において、「欧州人権」裁判所は、国家が一定の義務を課されることを判示した（前出五六〇段以下）。裁判所によれば、気候変動と関連する有害な結果及び危険から生じる、個人の生命、健康、幸福及び生活の質への深刻な悪影響に対する国家機関による有効な保護を享受する権利を、個人は有しているとされる（五一九段及び五四四段以下）。

次に裁判所は、評価の余地に関する優れて独創的な見方を採用するに至った。裁判所によれば、国家が気候に関する目標を修正するにあたり、気候に関する国際的な義務を考慮して、国家は「縮減された余地」を有するとされる。

二〇二四年一月一二日のシエル事件において、評価の余地に関するこのような縮小化された見方が確認された。シエルは、欧州人権裁判所が国家に対して、主として政策的な理由から広範な評価の余地を残した以上、民事裁判所がその制限の証明をしなければならないと主張しようと試みた。控訴裁判所は、シエルが気候変動対策を行う具体的な法的義務を民事裁判官が認める権限までを、評価の余地が制限しているわけではないと述べて、かかる主張を否定した。

講ずべき方策に関して、たしかに国家は「広範な」（前

出五四三段）評価権限を有している。国家は、「適切かつ一貫した仕方です」（前出五四八段）振舞わなければならぬ。しかしながら同時に、欧州人権裁判所は、採られる措置がそうであるのは、国家レヴェルにおける規制的な枠組みの範囲内にある場合である旨を述べて、この裁量の方向づけをし、スイス政府が従うべき気象学を詳述した。最後に、欧州人権裁判所は、国家が自らの評価の余地の制限を越えなかったことを審査するための手続的な保障を求めた（六三二―六三二段）。

基本権の客観化——紛争の客観化は、人格権を基礎に置いただけでは可能とならなかつたであろう。人格権は主観的に構成されることが明示的に認められてきたからである。そうではなく、基本権を手段とすることで、この客観化が考えられ得るものとなっている。二〇二四年四月九日の判決において、非営利社団の訴えは受理可能であると欧州人権裁判所によって宣言されたのであるが、このようなことは非常に稀である。特別な事由のみが、例外的な受理可能性を正当化し得る。たとえば、ロマ出身で、精神疾患があり、HIVを患い、法定代理人のいない個人の利益を守るために、この者の権利の有効性の名において、訴訟を提起

した非営利社団がその例である。⁽³⁰⁾

このような非営利社団は、脆弱な者を保護するために、又は複雑なケースにおいて訴訟を提起するために不可欠なものである。これは、欧州人権裁判所が、二〇二四年四月九日、二〇〇四年四月二十七日の *Gorraz Lizarraga et autres c/ Espagne* (*Gorraz Lizarraga and Others v. Spain*) 判決を引用しつつ、確認していることである。すなわち、「現在の社会において、市民が特に複雑な行政行為に直面したとき、非営利社団のような団体に頼ることが、市民にとっては自らの特定の権利の有効な保護を確実なものとするためにアクセスし得る手段の一つであり、時に唯一の手段である」（四八九段）。気候についても、このことが当てはまるとされる。すなわち、「全人類の関心事である気候変動の特別な性質と、この分野における世代間の努力の分配を最適化することの必要性とが、裁判所に持ち込まれた気候訴訟を遂行する非営利社団にとって有利に働く。……これは、各個人がそれぞれの負担において開始する手続に専ら依拠するよりもむしろ、気候変動の悪影響に現にさらされている又はその虞がある諸個人の基本権の保護を得る目的において、非営利社団が訴訟を提起することの正当化の重要性を認めるといふ、特別な文脈においてであ

る」(四九九段)。

合理的な注意に関する基準の確立——現行法を超えるような、気候訴訟における基本権の介在は、注意に関する社会規範という観念を醸成し、一種の新たな根本規範(Grundnorm)として、法律の上位において、裁判官の評価指針として機能している。これはシエル事件における二〇二四年一月一二日の控訴審判決による示唆である。すなわち、「注意に関する社会規範は、欧州人権条約二条及び八条並びに国際連合及びOECDの指導原則といったソフトローに基づいて解釈されるが、化石燃料の生産者に対して、この点に関する責任を負うように義務づけるものである」。控訴審判決は、次のように付け加える。「注意に関する社会規範」は、「法制度、法の一般原則、基本権、判例及び／又は専門家の報告書といった客観的な見地から」解釈されなければならない。

〔基本権の〕変容は、顕著で相当なものであるとしても、依然として限定的なものに留まっている。

第二節 基本権の限定的な変容

気候訴訟における基本権化の動向が気候変動対策を強化するためには、新たな変容が必要とされる。このことを理解するためには、判決文の完全で包括的な実効性に対する歯止めとなっているように思われる、四つの原則を問題にするのが適切である。それらの原則とは、補充性の原則(principe de subsidiarité)、『実質性の原則(principe de substantialité)』、『属人性の原則(principe de personnalité)』及び『属地性の原則(principe de territorialité)』である。

補充性の原則——欧州人権裁判所に訴訟を提起するには、国内法上のすべての手段を事前に講じていることが前提となる(欧州人権条約三四条)、ということを確認しておく。このことは、気候問題に関して、気候問題の緊急性を理由とする対策の実効性に対する妨げとなる。もともと、この補充性の原則は、二〇二四年四月九日における諸事案の一つにおいて、欧州人権裁判所により確認されたものである。実際、ポルトガル人の若者たちの事案では、法的手段を尽くしたか否かという要件が、彼らの訴えの不受理につながる。というのも、彼らはポルトガルにおいて、いかなる手段も講じていなかったからである。たしかに、国

内法上の手段を既に尽くしたか否かという要件を欧州人権裁判所が免除することがあるとはいえず、このような判例は確立しており、変わることがないようにも思われる。しかし、この原則が、かかる「気候問題に関する」事案において確立されてきたというわけではない。気候変動の緊急性に直面した場合、この要求〔補充性の原則〕を緩和すべきではないだろうか？

実質性の原則——欧州人権裁判所への訴訟提起は、保護されるべき権利が侵害されることの単なる不確実な危険によつては基礎づけられない。権利侵害の発生の確実性があつて初めて、足りるものとされなければならない。たしかに、将来における侵害を理由として、例外的に、原告が被害者として法性決定されたことはある。「しかし」、スイス政府に対する訴訟においては、相当程度に重大な損害が存在しないことを理由に、個人としての原告たちの訴えの不受理が正当化された。気候問題については、地球温暖化について確証されている科学的な影響を理由に、この要件が緩和されることが望ましいだろう。

属人性の原則——欧州人権裁判所において訴えが認められ

るためには、属人的かつ直接的な利益に対する侵害を証明しなければならぬ（欧州人権条約三四条）。このような要求がなければ、集団訴訟への道が拓かれることになるだろう。欧州人権条約によつて直接的に対象とされた主観的権利への侵害だけが、訴えを受理可能なものとしている。個人又は非営利社团は、原則として、一般利益又は集团的利益の名において、欧州人権裁判所に提訴することはできない。しかしながら、欧州人権裁判所は、環境を考慮するために、様々な条文の発展的な解釈を既に認めていたのであり、その進展は明らかである。³³ 近い将来、人権の気候問題化は、良好な環境への権利を明文化するために欧州人権条約への新たな追加議定書が定められたことからして、いっそう強まっていくことになるだろう。これは、全国人権諮問委員会（CNCDH）及び欧州評議会の議員会議（Assemblée parlementaire du Conseil de l'Europe）が推進していることである。³⁴ 仮に将来、この要求〔属人性の原則〕もまた、気候問題に関して緩和されるということがあり得るかもしれないが、欧州人権裁判所は、二〇二四年四月九日の時点では、それを拒んでいた。すなわち、スイスの事案において、四人の高齢女性たちが、気候変動に関連する猛暑から生じる、自らに対する重大な悪影響を十分に

証明していないと判示していた。「気候変動の分野においては、誰もが一定の仕方や範囲において、当該悪影響に直接に晒され得るか、直接に晒される現実の危険があり得る」。カレム事件においても、原告は既にグラランド・サント市に居住していなかったため、グラランド・サント市とのいかなる正当な関連性も示すことができなかった。

多くの裁判について、この要求〔属人性の原則〕が存在する。それ故、行政裁判所において、良好な環境で生きる権利又は「環境の保全及び改善に」参加する権利の侵害に関する越権訴訟は、およそ行政処分とは異なり、訴えの利益がないから認められない⁽³⁶⁾。

属地性の原則——この原則は、二〇二四年四月九日における三つの判決のうち、原告がポルトガル人であった事案において、完全に例証されている。この訴訟は、ポルトガルに加えて、三二か国を相手取ったものであった。〔これらの国々と〕裁判との関係性が十分に証明されていたわけではなかった。かくして、欧州人権裁判所は、敢えて裁判の超領域的な性質を採用すること、普遍的な裁判のように思われることを拒んだ。しかし、気候問題の危機と緊急性とを理由に、欧州人権条約を普遍的な人権条約とするような、

大胆な承認を正当化しなければならないのではないだろうか？ 議論は尽きていない……。

人格権であることを超えて、人格権が基本権化することは、欧州及び日本において、一般的に環境権の有用な保護手段として、特に気候変動の対策として、最も実効性があるように思われる。

(1) N. Okubo, *Problèmes environnementaux et pouvoir judiciaire au Japon*, in *La judiciarisation des enjeux sociaux et environnementaux au Japon* : continuités, transformations, évolutions, Ebsisu, Etudes japonaises, 60/2023, p. 141 et s., <https://doi.org/10.4000/ebsisu.9037>

(2) *Montana First Judicial District Court Lewis And Clark County Rikki Held, et al. v. State of Montana n° CDV-2020-307*, <https://montanafreepress.org/held-v-montana-climate-trial/#:~:text=Filed%20in%20March%202020%20and%20scheduled%20to%20begin,constitutional%20right%20to%20a%20clean%20and%20healthful%20environment.> ノーケ控訴裁判所の判決以降、新たな展開が見られる。V. spéc. *Montana Supr. Court*, 18 déc. 2024, 2024 MT 312 DA 23-0575 ; <https://>

- law.justia.com/cases/montana/supreme-court/2024/da-23-0575.html.これによると、法律が温室効果ガスの考慮を制限したところ、環境の評価における気候変動の影響が、持続的な気候システムに関する、原告の憲法上の権利を侵害しているものとされた。
- (2) Indian SC, 25 avr. 2024, M. K. Ranjitsinh et a. c/ Union of India: 20754_2019_1_25_51677_Judgement_21-Mar-2024.pdf (sci.gov.in), 8 25.これによると、健康的・持続的で、気候変動の不確実性に影響されない環境なくして、生命への権利が完全に実現されることはない、と強調された。裁判所は、健康への権利と平等への権利とが問題になると考えた。裁判所相互の対話を分析すると、インドの最高裁判所がウルゲンダ判決に影響を与えたものとして言及している。
- (4) CA Lahore, 4 sept. 2015, n° 25501/2015, Leghari c/ Fed. du Pakistan. 気候変動は、水及び食糧へのアクセスに対する深刻な脅威であり、何よりも、生命への権利の侵害であると考えられる。
- (5) Cour suprême, 5 avr. 2018, <https://cortesuprema.gov.co/corte/index.php/2018/04/05/corte-suprema-ordena-proteccion-inmediata-de-la-amazonia-colombiana/>
- (6) Supremo Tribunal Federal (Brésil), 1er juill. 2022, PSB, P-SOL, PT, REDE c/ União (2022) ADPF 708, 2022年7月1日付判決。この判決は、気候変動は憲法問題であり、環境に関する条約は人権に関する条約であるとされる。
- (7) <https://www.ohchr.org/fr/special-procedures/sr-environment>
- (8) Avis consultatif OC-23/17 du 15 nov. 2017. これは次のように述べられている。すなわち、「よく知られた人権の享受及び行使は、環境の保護と深く関係しており、良好な環境への権利は、他の基本権の享受に資するものである」としたうえで、良好な環境への権利を「自律的な人権」と定義する。
- L. Hennebel et H. Tigroudja, Le droit à un environnement sain comme droit de l'homme. Observations sur l'avis consultatif de la Cour interaméricaine des droits de l'homme n° 23, environnement et droits de l'homme : Ann. fr. dr. int. 2019, n° 65, p. 415.
- (9) <https://www.iucn.org/fr/news/world-commission-environmental-law/202012/1a-protection-de-lenvironnement-par-les-juridictions-africaines-avancees-nationales-et-regionales-theme-du-numero-52020-de-larevue-africaine-de-droit-de> : <https://www.mogedifd.francophonie.org/index.php/fr/publications/download/92/883/19?method=view>
- (10) Kesuke Mark Abe, Les droits de la nature au Japon

- : concrétiser la vision alternative, *Seikei Hōgaku* n° 98, p. 98 et s.
- (11) 第一条 何人も、均衡が取れており、健康を尊重する環境に生きる権利を有する。
 第二条 何人も、環境の保全及び改善に取り組み義務を負う。
- (12) M. Ueno, *Constitution et environnement*, *Annuaire annuelle de justice constitutionnelle*, XXXV-2019, p. 399 et s. Adde. H. Terao, *L'évolution de la conception du droit de l'environnement au Japon*, *Droit et ville* Année 1995 40 p. 117 et s.
- (13) <https://www.echrcoe.int/documents/d/chr/Guide-Environment>
- (14) CEDH, 25 nov. 1993, série A n° 279-B, *Zander c/ Suède*, § 27. 第六条は「廃棄物を保管し、処理する業者に対して与えられている許可を、訴訟当事者が裁判によってコントロールすることができるような仕組みを一切有していなかったスウェーデン法を「サンクシヨンすることができた」。
- (15) CEDH, 8 juill. 2003, n° 36022/97, *Hatton c/ Royaume-Uni*, AJDA 2003, 1924, chron. J.-F. Flauss, さらに裁判所は欧州人権条約八条に基づいて「環境に関する裁判への権利の侵害をサンクシヨンした」。
- (16) 欧州人権条約の条文ではないものの、将来世代を間接的に保護することを可能にする、子どもの権利に基づいて、裁判がなされたことがある。例えば、構造的で間接的な差別がカナダの裁判で問題となった際には、カナダ基本権憲章の七条（生命及び安全への権利）及び平等への権利に関する一五条並びにケベック州基本権憲章の一条が根拠とされた。
- (17) *Cour de district de La Haye*, 24 juin 2015, aff. C/09/456689/HA ZA 13-1396. - *CA La Haye*, ch. civ., 9 oct. 2018, n° 200.178.245/01, *État des Pays-Bas c/ Fondation Urgenda*. - *Cour suprême des Pays-Bas*, 20 déc. 2019, n° 19/00135 : *Énergie - Env.* - *Infrastr.* 2020, comm. 6.
- (18) 本条はフォートを違法な行為と定義しており、「権利の侵害、法律上の義務又は取引において適切なことを定める不文の規則に違反する作為又は不作為は、正当な事由のない限り、違法である」とされる。
- (19) 企業の責任ある行動に向けた注意義務に関する OECD D 〇 指針 (<https://www.oecd.org/fr/daf/inv/mne/Guide-OECD-sur-le-devoir-de-diligence-pour-une-conduite-responsible-des-entreprises.pdf>)。
- (20) *CA La Haye*, 12 nov. 2024, n° 200.302.332/01, *Milieudefensie et a. c/ Royal Dutch Shell*. Sur cette

- affaire, v. Fr-G. Trébulle. *Affaire Shell : un éclairage sur la possible responsabilité climatique des entreprises ?*, *Énergie - Environnement - Infrastructures* n° 2, Février 2025, étude 4.
- (21) TA Paris, 3 févr. 2021, n° 1904967; *JurisData* n° 2021-000979; TA Paris, 14 oct. 2021, n° 1904967; *JurisData* n° 2021-016096.
- (22) CE, 19 nov. 2020, n° 427301, *Cne Grande Synthe* : *JurisData* n° 2020-018732 ; TA Paris, 22 déc. 2023, n° 2321828/4-1.
- (23) Spéc. CEDH, gde ch. 9 avr. 2024, n° 53600/20, *VKS : Énergie - Env. - Infrastr.* 2024, dossiers 22 à 26 et les réf.
- (24) 気候に関して考慮されることが、環境一般について妥当するわけではない。あるタートル人についての判決は、良好な環境一般への権利を承認したと考えることが極めて容易であったが、欧州人権裁判所は、当該判決につき、そのような理解を採らない。
- (25) CE ord. 20 sept. 2022, n° 451129.
- (26) Cons. const. 8 avr. 2011, n° 2011-116 DC, *Adde*, Cons. const. 10 nov. 2017, *Assoc. Entre Seine et Bretagne et a. n° 2017-672 QPC* ; *JurisData* n° 2017-023267 - Cons. const. 31 janv. 2020, *Union des industries de la protection des plantes*, n° 2019-823 QPC ; *JurisData* n° 2020-001036.
- (27) 二〇二二年九月二〇日のコンヤエノ・ネタ判決 (CE, 20 septembre 2022, n° 451129, *Panchaud*, préc.) は、その権利を行政裁判法典 L. 511-1 条の意味における基本的な自由権であると法的に決定し、憲章の一条に基づく「ノン・エナリブル」な受理事理可能であると宣言した。
- (28) Conseil constitutionnel, 13 mai 2022, n° 2022-991 QPC.
- (29) A. Gaillet et D. Grimm, *La décision Climat de Karlsruhe. Penser les droits fondamentaux sur le long terme : une réponse contentieuse à l'urgence climatique ?*, *AJDA* 2022 p.166.
- (30) CEDH, gde ch. 17 juill. 2014, n° 47848/08, *Centre de ressources juridiques au nom de Valentin Campanu c/ Roumanie*, *AJDA* 2014, 1763, *chron. L. Burgorgue-Larsen*, *Rappr. Arrêt Klima*.
- (31) 欧州人権条約違反の被害者でなければならない。欧州人権裁判所は、反対に、ダム建設に反対するための訴訟において、構成員を代表するために設立された NGO について、より柔軟な立場を示す (CEDH, 27 avril 2004, *Gorraiz Lizarraga et autres c. Espagne*, req. n° 62543/00) とはいえ、保護されるのはやはり個人の利益なのであって、この場合において集団的利益は、個別的利益の集合であると考えられる。

(32) 一般利益を保護しようとしたグリーンピースに
き、援用され得る権利は「droits」「de caractère civil」
のみであるという理由から、訴訟不受理とされた
(CEDH, 13 déc. 2011, Greenpeace France c. France, req.
n° 55243/10)°

(33) Sur ce point, v. not. les droits de l'homme au
fondement d'actions climatiques, sur ce point, C. Cournil,
Les convergences des actions climatiques contre l'Etat.
Etude comparée du contentieux national, in Après
l'Accord de Paris, quels droits face au changement
climatique, R.J.E., n° spéc. 2017, spéc. p. 243 et s.

(34) CNCDH, Avis « Urgence climatique et les droits de
l'homme », 27 mai 2021 ; APCE, Recommandation 1885
[2009], Elaboration d'un protocole additionnel à la CEDH
relatif au droit à un environnement sain, § 10.

(35) CE, 3 août 2021, n° 330566, Environnement et
développement durable, 2011, comm., 124, note P.
Trouilly.